

学 生 各 位

学生担当副学長 本間 三和子

課外活動の制限緩和について

5月8日以降の課外活動について、下記のとおりとしますので適切に対応いただくようお願いします。
なお、新型コロナウイルスに対する基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。

課外活動の活動形態（令和5年5月8日から）

通常どおり

【活動形態の変更にあたっての留意点】

1. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いします。
2. 検査の結果陽性となった場合、発熱、咳、咽頭痛、頭痛、倦怠感などの感冒症状がある場合は、周囲の者に感染を広げないため、キャンパスへの入構を控えてください。
3. 今後、感染が急拡大するなどした場合、必要に応じて活動形態を変更し感染対策を強化します。
4. 附属病院及び医学群にあつては、附属病院が別に定める行動方針に従うものとします。
5. 留意点1及び2については、本学への全ての入構者を対象とします。

(本学の活動形態より)

1. 「筑波大学課外活動における団体活動開始ガイドライン」及び「課外活動制限下における団体活動に関する申し合わせ」(令和2年10月1日学生担当副学長決定)は~~廃止~~します。

また、「課外活動の制限緩和について(令和5年3月31日学生担当副学長通知)」にて感染対策の継続をお願いしていた以下の事項についても、制限を解除します。

- ① 活動後の会食・懇親会の開催
- ② 健康観察記録の実施
- ③ 課外活動における感染者の報告

2. 学外での活動については、従前どおり「学生団体学外行事届」を必ず提出してください。

※令和5年4月より学外行事届の様式を改訂しました。

スチューデントサポートセンターホームページからもダウンロード可能です。

<https://ssc.sec.tsukuba.ac.jp/office-of-student-welfare/forms-all>

【参考】

○本学の活動形態の変更について(令和5年4月27日付)

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/antidisaster-crisismanagement/covid-19/covid-19-20230427.html>

【担当】 学生部学生生活課 主幹 菅野
TEL : 2247
E-mail : sugano.akira.ke@un.tsukuba.ac.jp